

改正

平成26年12月22日条例第44号

平成27年12月24日条例第42号

令和元年6月28日条例第14号

令和2年6月30日条例第28号

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として本市が実施するたじっこクラブに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施単位)

第2条 たじっこクラブは、クラブ（たじっこクラブの実施単位をいう。以下同じ。）において実施するものとする。

(実施時間及び利用区分)

第3条 たじっこクラブの実施時間は、下校時刻（気象警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条の表に規定する気象警報をいう。以下同じ。）が発令されるおそれがあることその他の理由により、通常の下校時刻より早い時刻となった場合を含む。）から午後7時までとする。ただし、規則で定める日にあっては、午前7時30分から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、気象警報が発令されているときその他市長が必要と認めたときは、たじっこクラブの実施を中止し、又は実施時間を変更することができる。

3 たじっこクラブの利用区分及び当該利用区分に応じた利用時間は、次のとおりとする。

(1) 基本利用 下校時刻（第1項の規則で定める日にあっては午前8時30分）から午後5時まで

(2) 延長利用 下校時刻（第1項の規則で定める日にあっては午前7時30分）から午後7時まで

(実施日)

第4条 たじっこクラブは、次に掲げる日以外の日（以下「実施日」という。）において実施する。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、実施日を変更することができる。

(名称等)

第5条 クラブの名称、実施場所及び定員は、規則で定める。

(対象児童)

第6条 たじっこクラブの対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の全てに該当する児童とする。

(1) 市内の小学校に就学する児童

(2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、継続的に保護者の保護を受けることができない児童

(利用の申込み)

第7条 たじっこクラブの利用を希望する対象児童の保護者は、市長に対し利用の申込みをするものとする。

2 市長は、利用の申込みがあったときは、当該申込みに係る児童が対象児童であることを確認の上、利用についての決定を行うものとする。

3 市長は、クラブの運営上支障があると認められる児童については、たじっこクラブを利用させないことができる。

(変更の届出等)

第8条 前条第2項の規定により、利用の決定を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者又は利用児童（前条第2項の利用決定に係る児童をいう。以下同じ。）が住所を変更したとき。

(2) 利用者又は利用児童が氏名を変更したとき。

(3) その他申込み内容に変更が生じたとき。

2 利用者は、一定期間、たじっこクラブを利用しないとき、又はたじっこクラブの利用を終了するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、たじっこクラブの利用を取り消すことができる。

(1) 利用児童が第6条の規定に該当しなくなったとき。

(2) その他クラブの運営上支障があると市長が認めたとき。

(利用負担金)

第10条 市長は、利用者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき、利用負担金を徴収するものとする。

2 利用負担金は、当月分を当月末日（12月については25日）までに納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

3 利用負担金の額は、別表第1に定める額とする。ただし、月の中途においてたじっこクラブの利用を開始し、若しくは終了した場合又は連続して10日（たじっこクラブが行われない日を除く。）以上たじっこクラブを利用しない場合の利用負担金の額は、別表第2に定める額にたじっこクラブの利用日数を乗じて得た額とする。

4 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用負担金を減免することができる。

5 納入済みの利用負担金は、還付しない。ただし、市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより納入済みの利用負担金を還付することができる。

(委託)

第11条 市長は、たじっこクラブの運営を法人に委託することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 利用の申込みの受理、利用の決定その他育成事業の実施のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(令和2年度における利用負担金の額の特例)

3 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、令和2年度に限り、8月の区分に係る利用負担金月額及び利用負担金日額は、8月以外の月の区分に係る当該額の金額とする。

附 則（平成26年12月22日条例第44号）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 利用の申込みの受理、利用の決定その他育成事業の実施のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成27年12月24日条例第42号）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 利用の申込みの受理、利用の決定その他たじっこクラブの実施のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年6月28日条例第14号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第10条関係）

利用区分	利用負担金月額（1人につき）
------	----------------

	8 月以外の月	8 月
基本利用	3,500円	7,000円
延長利用	7,000円	14,000円

別表第 2（第10条関係）

利用区分	利用負担金日額（1 人につき）	
	8 月以外の月	8 月
基本利用	140円	280円
延長利用	280円	560円